

東日本大震災・被災ペット対応について

平成 24 年 8 月 8 日
環 境 省

1. 環境省における主要な取組

- ・ 緊急災害時動物救援本部や各自治体と連携して、被災ペットの救護を支援。
- ・ 緊急災害時動物救援本部を構成する 4 団体（(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本獣医師会）やペットフード協会等を含めた動物愛護の関連 15 団体に向けて、被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援に係る協力を要請。
- ・ 動物用ケージ 2,542 個、テント 56 張を購入し、被災自治体及び被災者受入自治体に発送。
- ・ 平成 23 年度及び 24 年度本予算で、被災地等における仮設の動物収容施設設置に関する支援を実施。

2. 自治体等における取組

- ・ 飼い主からの引取り犬、放浪犬等については、各自治体により、動物愛護センター等において動物愛護管理法に基づく収容、譲渡、飼い主探索等を実施。
- ・ 各地方獣医師会や動物愛護団体は、自治体と連携して被災動物の治療・一時預かりやペットフード等の物資の配付、避難所等の情報収集等を実施。
- ・ 岩手県、宮城県、仙台市および福島県では自治体が地方獣医師会、地元動物愛護団体などと現地動物救護本部を設置し、組織的に活動を実施。
- ・ 現在、少なくとも岩手県全域、宮城県、福島県の多くの市町村では仮設住宅でのペット連れ入居を可とする方針であると確認。
- ・ (社)ペットフード協会加盟 88 社のうち 39 社より、総計約 296 トンのペットフードの支援の申し出があり、順次発送。

3. 警戒区域内のペット保護・回収活動の状況

< 保護活動の実施 >

- ・ 福島県が、警戒区域内のペットについて昨年 4 月 28 日から 5 月 2 日の 5 日間に実態調査を実施。初日には環境省も同行。[犬 27 頭、猫 2 頭を保護]
- ・ 5 月 10 日から 8 月 26 日まで、住民の一時立入と連動して、環境省及び福島県が全面的に協力し、他の自治体と緊急災害時動物救援本部の協力を得てペットの保護、回収活動を合同で実施。[犬 300 頭、猫 191 頭を保護]
- ・ 8 月 26 日に住民の一時立入りが一巡したことから一時立入りに連動した保護活動は終了、その後は警戒区域内の放浪犬・猫の保護活動を行っている。特に 10 月 24 日から 11 月 18 日までは、他の自治体の協力を得ながら警戒区域内の放浪犬・猫の一斉保護を実施。[犬 80 頭、猫 35 頭を保護(8/31～1/31)]
- ・ 平成 24 年 1 月 30 日から 2 月 10 日まで、警戒区域内の犬及び猫の生息状況調査を実施。この結果等を参考に、今後の保護方針や捕獲手法、譲渡の推進等に

ついて検討するため、有識者や自治体を集めた検討会を開催。検討会開催後、3月1日から3月19日にかけて、警戒区域内の放浪犬・猫の一斉保護を実施。
[犬13頭、猫93頭を保護]

- これまでに行政が警戒区域から保護したペットは、平成23年4月28日から平成24年7月25日までに犬428頭、猫322頭。このうち、元の飼い主に返還されたのは、犬136頭、猫128頭、新しい飼い主へ譲渡されたのは、犬169頭、猫24頭（5月31日現在）。現在保護中のペットは福島県の一時収容施設に収容しているほか、一部は動物病院等において一時預かりしている。
- 環境省及び福島県が民間団体による被災ペットの保護を目的として警戒区域内の立入基準等を定めたガイドライン（適用期間：12月5日～27日）を作成、民間団体（計16団体）が公益立入の許可を得て、保護依頼を受けた犬・猫等の保護活動を実施。この活動により犬34頭、猫298頭が保護された。
- 平成24年1月29日から実施された3巡目の住民の一時立入りから、住民自らペットを持ち出すことが可能となった。4月22日の3巡目終了時点で、計犬2頭、猫6頭が持ち出された。また、5月19日から始まった4巡目一時立入りにおいて、猫1頭が持ち出された。

<シェルターの収容状況>

- 福島県の一時収容施設に収容されている数は以下のとおり。
第1シェルター（福島市飯野）平成23年4月下旬開設
平成24年7月29日現在の収容数：犬52頭、猫67頭
第2シェルター（田村郡三春町）平成23年9月下旬開設
平成24年7月29日現在の収容数：犬65頭、猫45頭

<人的支援>

- 活動の実施に当たり、環境本省からペット保護担当の職員1～2名を原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）に常駐、地方環境事務所等からも最大5名を派遣。平成24年3月30日まで計66名の職員を派遣。
- 保護・回収に当たり、環境省からの人材協力要請を受け、18自治体（東京都、兵庫県、栃木県、長野県、名古屋市、神奈川県、川崎市、群馬県、静岡県、山梨県、茨城県、京都府、鳥取県、徳島県、滋賀県、愛媛県、青森市、横浜市）が支援（平成24年4月22日現在の実績）。
- 保護・回収に当たり、環境省からの人材協力要請を受け、（公社）日本獣医師会等は154名の獣医師を推薦。環境省自然環境局長が動物救護専門員として委嘱し、警戒区域内のペット保護・回収等の活動を実施。

<今後の予定>

平成24年度予算により、以下の事業を実施。

- 引き続き、警戒区域内における被災ペットの保護活動を実施。
- 保護したペットを収容するための臨時シェルターを三春シェルターの敷地内に設置し、専門スタッフによる適切な飼育管理を行う。
- 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を促進するため、内部被ばく調査や不妊去勢措置を実施。

警戒区域内における犬猫の保護活動の進捗状況（平成24年度）

1 警戒区域内における犬猫の保護

継続的な保護活動の実施

福島県は、住民からの依頼や目撃情報等に基づき、保護活動を継続中

一斉保護活動の実施

ア 生息状況調査（7月31日～8月9日）
自動撮影による生息状況の確認。

イ 飼い主意向調査の準備及び実施

- ・保護依頼を出している飼い主への意向調査の準備及び実施
従前の保護依頼者について精査中。
精査後、飼い主の意向を再度確認する予定。

ウ 一斉保護活動の実施

生息状況調査及び飼い主意向調査の結果を踏まえ、保護活動の実施。
実施方法、体制について調整中。

2 警戒区域から保護した犬猫の取扱

これまで保護した犬猫の取扱

- ・福島県及び環境省シェルターへの収容

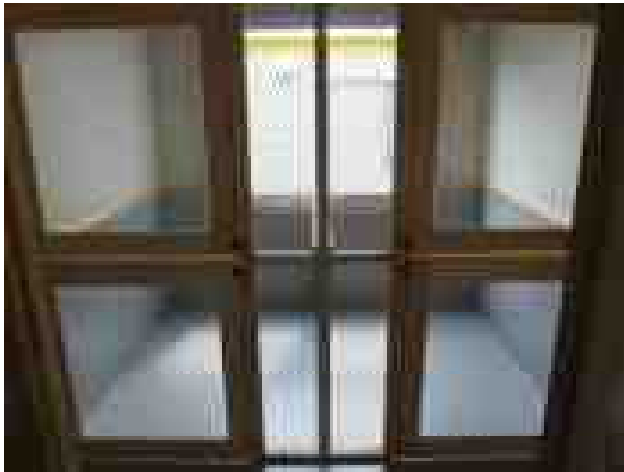
これまで保護した犬猫については、2カ所の福島県シェルターに収容。
これまでに保護した犬猫や今後予定している一斉捕獲により保護する犬猫を収容するため、7月26日に現シェルター（三春シェルター）の敷地内に、犬猫合わせて約200頭を収容可能な施設を環境省が整備。



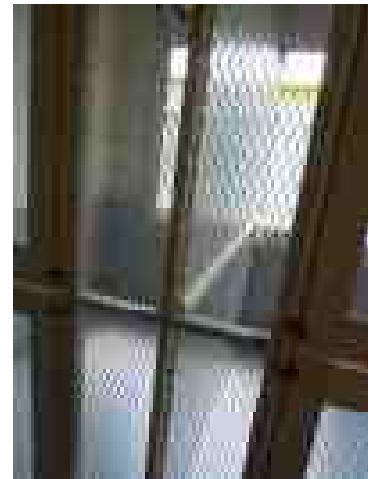
環境省シェルター外観



環境省シェルター外観



犬舎室内



犬舎室内



猫舎室内



猫舎室内

シェルターの運営管理

福島県及び環境省シェルターの運営管理については、福島県動物救護本部、環境省等により実施

犬猫の返還、譲渡等について

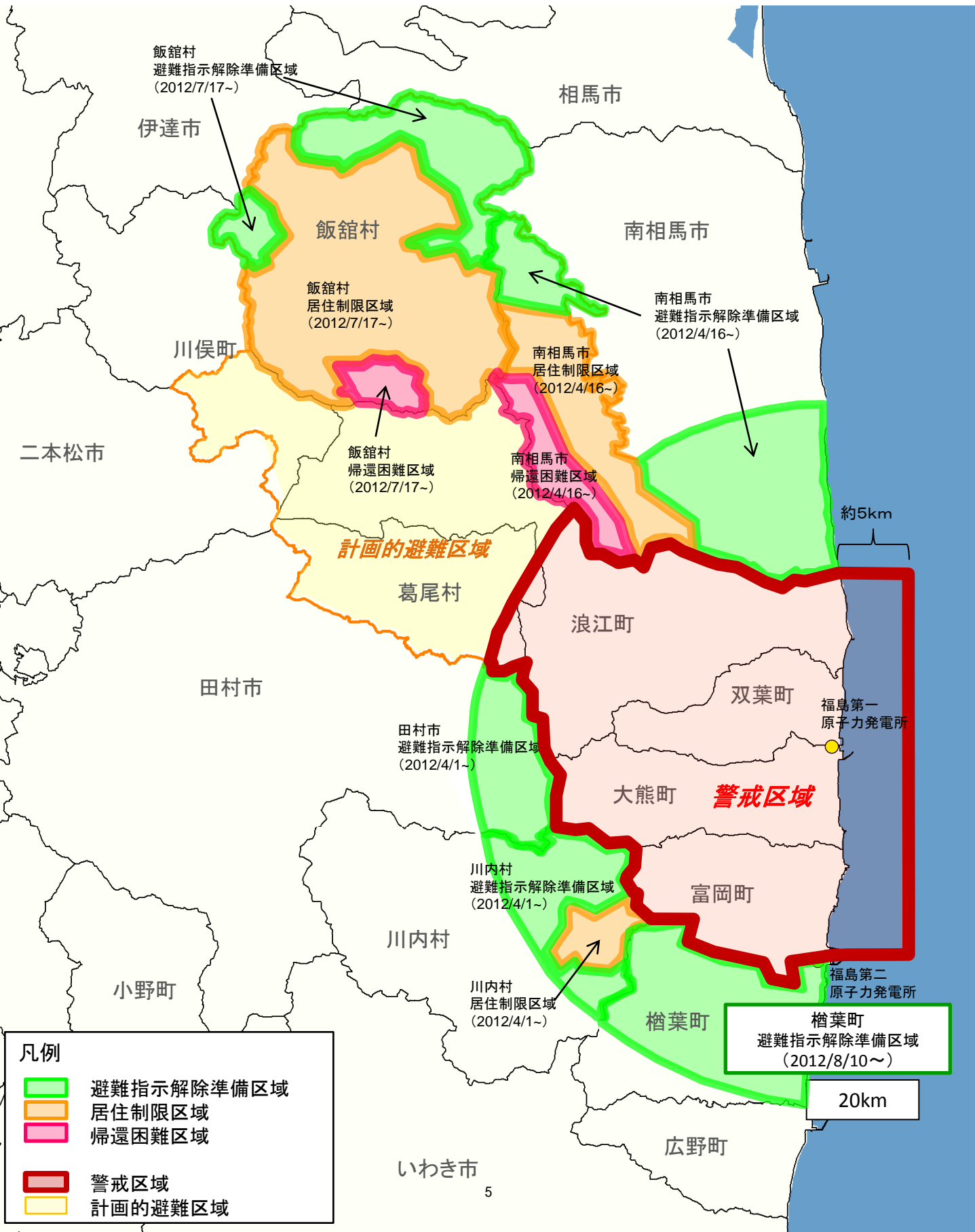
- ・ 犬猫の返還、譲渡の取組
福島県動物救護本部等により、返還、譲渡を推進
- ・ 飼い主意向調査の実施
現シェルターに動物を預けている者への確認
シェルター管理者から飼い主への連絡、意向確認中

3 犬猫の内部被ばく量調査

犬猫の譲渡の推進等のため、放射線専門家との情報交換等を予定

避難指示区域と警戒区域の概念図

平成24年7月31日現在



- 凡例
- 避難指示解除準備区域
 - 居住制限区域
 - 帰還困難区域
 - 警戒区域
 - 計画的避難区域

楢葉町
避難指示解除準備区域
(2012/8/10~)

20km

約5km